

区 の 主 な 新 型 コ ロ ナ 対 策

医療提供・検査体制支援

◆PCR検査等相談体制

「新型コロナウイルス受診相談窓口」、「新型コロナウイルス感染症相談電話」の設置。
新型コロナウイルス受診相談窓口 **新型コロナウイルス感染症相談電話**
(受付時間) 平日/8時30分～17時15分 (受付時間) 平日/8時30分～17時15分
(電話) 03-3602-1376 (電話) 03-3602-1399

◆福祉施設職員などへのPCR検査事業

重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方の他、福祉・子育て施設の職員を対象にPCR検査を実施。
(問い合わせ 保健予防課 03-3602-1238)

◆高齢者施設の新規入所者、福祉施設の濃厚接触者以外の方のPCR検査等費用助成

東京都の補助対象とならない高齢者施設の新規入所者や、陽性者が発生した福祉施設の濃厚接触者以外の方に対してPCR検査を行った場合に検査費用を施設に助成。

(問い合わせ 福祉管理課 03-5654-8253)

◆自宅療養者支援

東京都「自宅療養者フォローアップセンター」を活用した支援。

- ①自宅療養者への食料品等配送 ②自宅療養中の健康観察
③自宅療養者から電話相談 (問い合わせ 保健予防課 03-3602-1238)

◆医療機関等への転院支援

新型コロナウイルス感染症の軽・中等症患者を受け入れている医療機関等が患者急増により逼迫しているため、回復した患者の転院を受け入れた医療機関・福祉施設等に支援金を支給。

(問い合わせ 地域保健課 03-3602-1231 介護保険課 03-5654-8246
障害福祉課 03-5654-8302)

区内事業者支援

◆新型コロナウイルス対策緊急融資の受付延長

新型コロナウイルスの影響（要件あり）を受けた事業者に対し、本人負担利率0%・信用保証料全額補助で、運転資金の融資受付を3月31日まで延長。

(問い合わせ 産業経済課 03-3838-5556)

◆新型コロナウイルス対策経営改善資金融資(新設)

区内中小企業などに対し、アフターコロナを見据えた経営改善の設備改善の設備資金にかかる融資のあっせんを行う。

(問い合わせ 産業経済課 03-3838-5556)

◆事業者支援相談

区内の事業者向けに新型コロナウイルス感染症対策についての国、都、区などの各種支援策について、活用できる制度の概要や専用窓口等を案内。

【開設期間】令和3年3月31日(水) (問い合わせ 産業経済課 03-3838-5556)

◆テイクアウト&出前店舗応援

区内の飲食店を支援するため、現在217店舗(2月26日時点)をホームページに掲載。

(問い合わせ 商工振興課 03-3838-5559)

◆感染症拡大防止対策ステッカー

「葛飾区新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進登録制度チェックリスト」による感染拡大防止策を講じている区内の飲食店・カラオケ店に、区で作成した「感染症拡大防止対策ステッカー」を交付。

(問い合わせ 商工振興課 03-3838-5559)

◆営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(区独自)

飲食店やカラオケ店を対象に2月7日までの期間、東京都の営業時間の短縮要請に応じた店舗に協力金を支給。葛飾区感染症拡大防止対策ステッカーの掲示や中小企業であること等が要件。

(問い合わせ 商工振興課 03-3838-5559)

生活支援

◆生活困窮者自立支援制度・生活保護

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りになった方（「仕事がなく生活に困っている、家賃が払えない」など）の相談をお受けします。

(問い合わせ 自立相談支援窓口 03-5654-8625
(生活保護) 西生活課03-5654-8284 東生活課03-3607-2152)

◆住居確保給付金

離職などにより住居を失った方・失うかもしれない方を対象に家賃相当額(上限あり)を家主などに支給。

(問い合わせ 自立相談支援窓口03-5654-8625)

◆新生児特別定額給付金

特別定額給付金の基準日の翌日(令和2年4月28日)以降から令和3年3月31日までに生まれた新生児のいる世帯に対し、新生児1人につき10万円を支給。

申請期限は、令和3年5月31日【消印有効】。

(問い合わせ 特別定額給付金担当課 03-3695-1111(代表) 内線:5814・5815)

◆緊急小口資金等の特例貸付(葛飾区社会福祉協議会)

葛飾区社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業または失業等された方で、生活資金にお困りの方に対し、緊急小口資金等の特例貸付を行っている。

申請期限は令和3年3月31日まで。

(問い合わせ 葛飾区社会福祉協議会03-5698-2457)

◆ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給)

令和2年12月11日までにひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた方または申請をした方に給付金を再支給を行った。

※令和2年12月12日以降に申請を行う方は、ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)と再支給分の申請を併せて受け付け、原則、申請の翌月中に振り込み予定。

(問い合わせ 子育て支援課 03-5654-8298)

その他

◆窓口に行かずにできる手続き

○郵送でできます

・住民票の写しの請求

・戸籍証明書の請求

・戸籍の届出

・転出届

○マイナンバーカード及び住基カードでコンビニで受け取れます

・住民票の写し

・印鑑登録証明書

◆電話やビデオ通話による相談

・法律相談

・外国人の生活相談(区民相談室)など

～区民の皆様へ～

◆不要不急の外出自粛

◆手洗いの徹底・マスクの着用

◆3密の回避(密閉・密集・密接)

感染しない・させないために、感染予防対策の徹底にご協力ください!